

協会だより

〒330-0052 さいたま市浦和区本太 2-9-24 神野ビル 1F <http://saitama-sanpai.or.jp/>



■協会ホームページのリニューアルについて

協会ホームページを本年10月1日（予定）からリニューアルします。

現在のホームページは年間約3万件のアクセスがあり多くの会員や排出事業者の皆様に御利用頂いています。

しかし制作から20年近く経過しデザインや内容面での課題があります。

例えば、現ホームページでは協会事務局からのお知らせが主な内容であり、会員企業のPR機能や会員企業からのお知らせの機能がありません。

また、近年目覚ましく利用が拡大しているスマートフォンに未対応という課題もあります。

そこで、新ホームページでは、スマートフォン対応にするとともにデザインを一新し、新たに「会員企業のPRコーナー」を設けたり、新着情報に「会員からのお知らせ」を掲載できるようにする予定です。



■新ホームページ企業PRコーナーのお知らせ

新ホームページのトップページには、企業PRコーナーを設け、お申し込みを頂いた会員企業のバナー広告を掲載（有料）します。バナー広告は「静止画」と「動画」の2種類を用意します。「静止画」をクリックすると、会員企業様のHPを御覧頂けるようにいたします。「動画」をクリックすると、会員企業様で御用意頂いた企業PR用動画（YouTube）を御覧頂けるようになります。静止画より遥かに情報量が多く、視聴者に強い印象を残すことができる「動画」の掲載についても、この際、ぜひ御検討くださいますようお願いいたします。

10月1日からの掲載を御希望の場合には、「静止画」か「動画」のどちらかを御選択頂き、同封の申込書の網掛け箇所に御記入頂き、9月10日（金）までにファックスにて事務局宛てにお送りくださいますようお願いいたします。

■会員へのメール配信サービス開始のお知らせ

事務局から会員企業への通知について令和元年に会員に照会した結果（右図）に基づき現在、会員向けメール配信サービスは行っておりません。

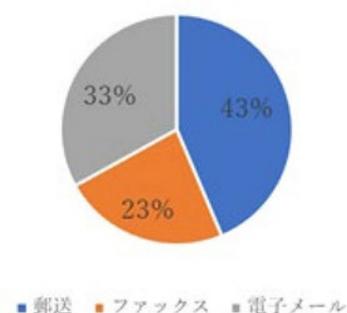
郵送による通知方法には、会員企業にとって、利便性が高く、確認忘れ防止効果が高いなどのメリットがある反面、速報性、頻度（費用）等に課題があります。

特に、新型コロナウイルス感染拡大時や災害発生などの緊急時には、行政や全産連からの周知依頼情報も多く、速報性、頻度（費用）に限界がある郵送通知のみに頼る情報伝達方法は大きな課題となっていました。

そこで、従前の郵送通知に加え、速報性に優れ、頻度の制約がない電子メールによる情報配信サービス（無料）を10月1日から開始することとしました。このサービスは当面、希望する会員のみへのサービスとします。

御希望の会員は、同封の「メール配信サービス申込手順」に従って事務局宛てに申し込みをお願いいたします。なお、希望の有無にかかわらず郵送による情報提供サービスは継続されます。

希望する通知方法



■産業廃棄物適正処理講習会（県・協会共催）のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度「産業廃棄物適正処理講習会」はオンラインで開催される予定です。詳細が決定され次第、改めて御案内いたします。

- 時期 未定
- 方法 動画配信
- 講演
 - ①「ちょっと待って！その処理てきせいですか～近時の違反事例から～」（仮題）
講師 芝田総合法律事務所 弁護士 芝田麻里氏
 - ②住宅産業のゼロエミッション事業～事業紹介とSDGs及びESG経営に係る今後の展望～
講師 積水ハウス株式会社
- 報告
 - ①県産業廃棄物指導課
 - ・PCB廃棄物の処理について（仮題）
 - ・3S運動について（仮題）
 - ②県大気環境課
 - ・大気汚染防止法の改正について～石綿に関する規制が強化されました～（仮題）

■廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きの簡略化について

環境省からの通知（令和3年4月5日付け 環循適発第2104051号 環循規発第2104051号）により、廃棄物処理法第15条の設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続きについて簡略化が示されました。

本県における事務手続き及び運用に関しては県環境部産業廃棄物指導課（048-830-3121）から同封の通知（写し）が示されました。基本的には環境省通知と同内容の運用がなされますが下表のとおり一部の運用が異なります。詳細は通知を参照してください。

産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続について（環境省通知*の概要と埼玉県の運用）

	環境省通知の概要	埼玉県の運用	
		変更前	変更後
1 産業廃棄物処理施設の設置許可について	施設の更新に当たり、施設を廃止し撤去したとしても、設置許可までもが廃止されたと解されない。	施設の更新に当たり、施設を廃止し撤去したことにより、設置許可も廃止されたと解される。	環境省通知のとおり。
2 同一の産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続	施設設置者は改めて設置許可を受ける必要はない。ただし、改めて設置した施設について、使用前検査を受ける必要がある。	施設設置者は改めて設置許可を受ける必要がある。ゆえに、使用前検査も受ける必要がある。	環境省通知のとおり。
3 産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出を要さない。	変更許可又は軽微変更届出を要する。 〔施設の主要設備の交換：変更許可〕 〔主要設備以外の交換：軽微変更届出〕	環境省通知のとおり。
4 同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出を要する。	設置許可を要する。	環境省通知のとおり。 なお、改めて設置した施設について、使用前検査を受ける必要がある。
5 産業廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出を要する。	同左	環境省通知のとおり。

* 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）（令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号）

なお、この通知により、「産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続のQ & A集」に以下のQ7が追加されました。

Q7 産業廃棄物処理施設の更新又はその一部を交換する場合、産業廃棄物処分業の手続は必要ですか。

A7 産業廃棄物処理施設の変更を伴う場合、その内容に応じて、産業廃棄物処分業の変更許可又は変更届出が必要になります。例えば、「処理能力の増大」は変更許可、「保管施設の変更」は変更届出が必要になります。

また、産業廃棄物処理施設の変更を伴わない場合であっても、施設の更新に合わせて「事業場の拡大」を行う場合など、産業廃棄物処分業の変更許可が必要になる場合もあります。事前に御相談ください。

■災害廃棄物処理支援協定の締結について

7月15日に開催された令和3年度第3回理事会（WEB）において堀口浩二県産業廃棄物指導課長から「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（案）」について丁寧に説明を頂き、埼玉県と当協会の間で同協定を締結することが決定されました。

今回は、もともと平成16年11月11日に締結された協定を見直し新たに締結し直されたものです。協定の見直しの主なポイントは次のとおりです。

- ① 県から協会に対する協力要請事項に「災害廃棄物の仮置き場の管理支援」が追加
- ② 市町村と処理実施会員との間で「書面による契約の締結が速やかに行われるよう努める」旨の条文が追加

■災害廃棄物の処理支援に係る正副班長会議を開催

7月27日にさいたま共済会館で「災害廃棄物の処理支援に係る正副班長会議」が開催された。中央、西部、北部及び東部の各班の班長4名と副班長10名が出席し以下の各議題について熱心に議論がなされた。

- (1) 令和元年千葉県災害廃棄物処理の記録と今後の備え
（一社）千葉県産業資源循環協会作製ビデオ
- (2) 災害廃棄物仮置き場の運営管理について
亀井産業(株) 取締役営業部長 蜂須隆一
- (3) 令和元年台風19号で発生した災害廃棄物の処理支援について
（一社）埼玉県環境産業振興協会 専務理事 半田順春
- (4) その他



■令和3年度災害廃棄物処理に係る研修会について

8月3日に県民健康センターで、8月10日に熊谷市立勤労会館で開催される予定だった「災害廃棄物処理に係る研修会」は8月2日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が埼玉県に発令されたことに伴い中止となりました。この研修会は、関東地方環境事務所、埼玉県、63市町村・20一部事務組合の行政機関のほか、当協会を含む協定締結4団体が参加し、当協会からは延べ50名程が参加予定でした。研修会で予定されていた講演については後日参加予定者に動画配信されます。

【主な協会行事予定（8月～10月）】

- 8/03(火) (中止) 災害廃棄物研修会
 8/10(火) (中止) 災害廃棄物研修会
 9/16(木) 第2回常任理事会（WEB方式）
 10/14(木) 第4回理事会（WEB方式）

【事務所移転の御案内】

- 【新】住所：〒330-0052 さいたま市浦和区
本木2丁目9番24号 神野ビル1階
- 【新】電話番号：048-711-1014
- 【新】FAX番号：048-711-7708
 （特にmanifest購入申込時にお間違えないようお願いいたします。）

【編集後記】

一昨年の台風第19号では県内に甚大は被害が発生しました。台風シーズンを控え、災害廃棄物対策として研修会を開催予定でしたが新型コロナウイルス緊急事態宣言の発令により急遽中止となりました。コロナと災害いずれも息災を祈るばかりです(K)。

【案内図】



※ 敷地内に駐車場（無料）が1台分あります。協会の看板のある駐車場を御利用ください。